

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案要綱

第一 児童扶養手当法の一部改正

一 父子家庭の父に対する児童扶養手当の支給

1 目的

父と生計を同じくしていない児童に加え、母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当（以下「手当」という。）の対象とし、これらの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とするものとする。 (第一条関係)

2 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに手当の支給対象とするものとする。 (第四条関係)

二 配偶者からの暴力等を原因として父母が事実上離婚状態にある児童に係る手当の支給

父母が婚姻を解消した児童に「配偶者からの暴力、配偶者の児童に対する虐待その他の政令で定める

事由を原因として、父母が生活の本拠を異にし、かつ、離婚の調停の申立て等がなされていることにより、父母が離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にある児童」を含めるものとし、当該児童を監護する母又は当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に対し、手当を支給するものとする。 (第四条第一項第一号イ及び同項第二号イ関係)

三 公的年金給付等との併給調整の一部廃止

手当を支給しないこととされている事由のうち、次の①から④までの事由を削るものとし、当該事由に該当する場合について手当を支給するものとする。

- ① 児童が、父の死亡について支給される労働基準法に基づく遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。
- ② 児童が、父又は母の死亡について支給される労働基準法に基づく遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

③ 児童が、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

④ 母又は養育者が、老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。

(第四条第二項及び第三項関係)

四 手当の支払回数数の改善

手当の支払期月を、現行の毎年四月、八月及び十二月の三期から、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に改めるものとする。 (第七条第三項関係)

五 一定期間経過後の支給制限の廃止

支給開始月の初日から起算して五年を経過したとき等において手当の一部を支給しないこととする措置に係る規定を削るものとする。 (第十三条の二関係)

六 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）の一部改正

一 父の所得による支給制限措置に係る改正規定の削除

父母が婚姻を解消した場合において生計を同じくしていない父の所得が政令で定める額以上である

ときは手当を支給しないこととする措置に係る改正規定を削るものとする。

(第四条に第四項及び第五項を加える改正規定等関係)

二 その他所要の規定の整理を行うものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年八月一日から施行するものとする。ただし、第二及び経過措置の一部は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

三 その他必要な経過措置を定めるほか、所要の規定の整理を行うものとする。